

船舶インシデント調査報告書

令和7年12月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和7年5月12日 08時18分頃
発生場所	長崎県佐世保港第2区庵ノ浦 高後埼灯台から真方位 $060^{\circ} 2.4$ 海里付近 (概位 北緯 $33^{\circ} 07.3'$ 東経 $129^{\circ} 42.4'$)
インシデントの概要	プレジャーボート Sea 撃 fin は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年5月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>プレジャーボート Sea 撃 fin、5トン未満（長さ 6.32m） 252-22719 長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力 95.6 kW、回転数毎分 6,300、4気筒、ボア 81.0 mm、使用燃料ガソリン、平成29年4月機関製造、平成10年8月進水</p>
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約 1 m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場に向けて航行中、船外機の回転数が不安定になり始めたので、一旦、係留場所がある庵ノ浦まで引き返した。</p> <p>船長は、船外機の回転数を上げると同機が停止するので、燃料油系統に異状があると思い、本船をマリーナの桟橋に係留させた後、燃料フィルターを取り外し、開放してフィルターエレメント（以下「本件エレメント」という。）等の清掃を始めた。</p> <p>船長は、自ら燃料フィルターの組立作業を行うのは初めてであり、正しい組立方法を知らなかった。</p> <p>船長は、本件エレメント等の掃除を終えてよく確認せずに燃料フィルターを組み立てて復旧した際、外観から見た様子では正しく組み立てられているように見えた。</p> <p>本船は、その後、釣り場に向けて庵ノ浦を航行中、船外機が停止した。</p> <p>船長は、燃料フィルターを掃除したばかりなので、同フィルターに異状はないと思い、燃料フィルター以外の箇所の点検を始めた。しかし、要因が分からなかったので、自力での航行を断念し、海上保安庁</p>

	<p>に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によってマリーナまでえい航された。</p> <p>船外機は、本インシデント後、整備会社による点検の結果、本件エレメントが上下逆さまに組み立てられていたことが判明した。</p> <p>船外機の製造会社によれば、本件エレメントを上下逆さまに組み立てた場合、本件エレメント底面が上側となることで燃料油の流路が閉塞され、燃料油が供給できずに船外機が停止に至ることである。</p> <p>船長は、本インシデント発生の約6年前に中古で本船を購入し、年に3～4回、本船に乗船していた。</p> <p>船外機の取扱説明書には、燃料フィルターの再組立ては、注意深く確実に行う旨が記載されている。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船外機の燃料油の流路が本件エレメント底面によって閉塞されたことで燃料油が供給されなくなり、船外機の運転ができなくなって、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>燃料油の流路が本件エレメント底面によって閉塞されたのは、船長が、船外機の燃料フィルターの組立作業を行うのが初めてであり、同組立方法を確認しなかったことから、同フィルターの開放清掃を行った後、上下逆さまに本件エレメントを組み立てたことによるものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が、船外機の燃料フィルターの組立方法を確認しなかったため、同フィルターの開放清掃を行った後、上下逆さまに本件エレメントを組み立て、本船が航行中、燃料油の流路が本件エレメント底面によって閉塞され、燃料油が供給されなくなり、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船外機を使用する小型船舶の船長は、燃料フィルターの組立作業を行う場合、フィルターエレメントなどを正しく組み立てること。なお、燃料フィルターの組立方法が分からぬ場合は、取扱説明書で確認したり、整備会社に整備を依頼したりすること。